

岐阜県アセッサー講習受講支援事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、介護職員のキャリアアップの仕組みを構築し、資質向上と介護事業所におけるOJTの推進のため、介護プロフェッショナルキャリア段位制度の普及を図ることを目的とし、予算の範囲内で、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定又は許可を受け県内に所在する介護事業所を運営する者（以下「補助事業者」をいう。）に対し、岐阜県アセッサー講習受講支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号厚生労働省医政局長・老健局長・保険局長通知別紙）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 役員等（役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する権限を代行しうる地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人
- (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人
- (4) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している法人
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人
- (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人

(補助対象経費等)

第3条 補助事業者、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、

補助金の額及び補助金の交付の要件は、別表のとおりとする。ただし、他に補助や助成を受けている場合は、本補助金の交付対象とはしないものとする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 補助事業者は、補助金交付申請書を知事が別に指定する日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第5条 知事は、規則第5条の規定による補助金の交付決定を規則第14条の規定による補助金の額の確定と併せて行い、別記第2号様式により補助金の交付申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第6条 規則第8条第1項の申請の取下げは、規則第5条の規定による補助金の交付決定の日から起算して15日以内に別記第3号様式による取下書を提出して行うものとする。

（実績報告）

第7条 規則第13条の規定による実績報告は、補助金交付申請書の提出をもって、これに代えるものとする。

（履行確認）

第8条 知事は、事業完了後速やかに、補助金交付申請書のほか、必要に応じて行う現地調査又は聴取により、履行の確認を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による現地調査を行うときは、あらかじめ、補助事業者に対し、調査の日時、場所その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急に調査を行う必要があるときは、この限りではない。

（補助金の交付の請求）

第9条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第4号様式による補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。

（書類、帳簿等の保存期間）

第10条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助金の交付が完了した年度の翌年度以後5年間とする。

(暴力団の排除)

第 1 1 条 規則第 4 条の申請があつた場合において、当該申請をした者が第 2 条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第 5 条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第 2 条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第 1 7 条第 1 項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第 1 8 条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助事業者	補助対象経費	補助金の額	補助金の交付の要件
介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定又は許可を受けた県内に所在する介護事業所を運営する者	次に掲げる経費 (1) 補助事業者が、一般社団法人シルバーサービス振興会が実施する介護プロフェッショナルキャリア段位制度アセッサー講習（以下「アセッサー講習」という。）に関し、同法人に支払った従事者に係る受講料 (2) 従事者が、一般社団法人シルバーサービス振興会に直接支払ったアセッサー講習受講料に対して、補助事業者が当該従事者に支払った支給金（給与、賃金、諸手当等と明確に区別して支給したものに限る）	従事者1人当たり1万円	次の各号のいずれにも該当していること。 （1）一般社団法人シルバーサービス振興会に対して、アセッサー講習受講料の支払を終えていること。 （2）従事者がアセッサー講習を受講し、講習修了証の交付を受けていること。

（備考）「従事者」とは、補助事業者が直接雇用契約を締結している者をいう。

別記

第 1 号様式（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

法人所在地
法人名称
代表者職氏名

年度岐阜県アセッサー講習受講支援事業費補助金交付申請書

年度岐阜県アセッサー講習受講支援事業費補助金の交付を受けた
いので、岐阜県補助金等交付規則（昭和 5 7 年岐阜県規則第 8 号）第 4 条の規
定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 円

2 添付書類

- （1） 事業実施報告書（別紙 1）
- （2） 受講料の領収書（写）等の支払実績が分かる書類
- （3） 補助事業者が介護従事者に支給した場合は、支給明細書の写し
- （4） アセッサー講習の修了証明書（写）

3 申請にあたっての誓約事項

本事業のほかに、受講経費の補助及び助成は受けておらず、受講経費
の補助及び助成に係る申請も行っておりません（交付要綱第 3 条関係）。

別紙 1

事業実施報告書

1 補助金額

受講修了者 氏名	所属事業所名	受講料(円) (A)	受講料のうち事業者 が負担した額(円) (B)	基準額 (C)	県補助所要額(精 算額) (D)	費用負担 方法
		円	円	10,000円	円	
		円	円	10,000円	円	
		円	円	10,000円	円	
		円	円	10,000円	円	
合計		円	円	円	円	

- 注1 (D) 欄には、(B) 欄及び (C) 欄を比較していずれか少ない額 (1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額) を記入してください。また、(D) 欄の合計を別記第 1 号様式の申請額に記入してください。
- 2 「費用負担方法」欄は、事業者が直接受講経費を支払った場合は「直接負担」、従事者に支給した場合は「支給金」と記載してください。
- 3 行が足りない場合は、適宜追加してください。

2 受講修了者における今後の評価計画

別記

第 2 号様式（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

年度岐阜県アセッサー講習受講支援事業費補助金の交付決定
及び額の確定について（通知）

年 月 日付けで申請のありました、 年度岐阜県アセッ
サー講習受講支援事業費補助金については、岐阜県補助金等交付規則（昭和 5 7
年岐阜県規則第 8 号）第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付することに
決定し、併せて額の確定をしたので、通知します。

記

1 交付決定額 金 円
(確定額)

2 交付の条件 岐阜県補助金等交付規則、地域医療介護総合確保基金管理運
営要領及び岐阜県アセッサー講習受講支援事業費補助金交付要
綱の規定を遵守すること。

第 3 号様式（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

法人所在地
法人名称
代表者職氏名

年度岐阜県アセッサー講習受講支援事業費補助金に係る交
付申請取下書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度
岐阜県アセッサー講習受講支援事業費補助金に係る交付申請を下記の理由により
取り下げます。

記

（理由）

第 4 号様式（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

法人所在地
法人名称
代表者職氏名

年度岐阜県アセッサー講習受講支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度
岐阜県アセッサー講習受講支援事業費補助金について、下記のとおり支払われる
よう請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 振込先金融機関及び本(支)店名
- 3 預金種別
- 4 口座番号
- 5 口座名義（フリガナ）

発行責任者氏名		担当者氏名	
担当連絡先電話番号			

※発行責任者と担当者は同一でも可。フルネームで記載してください。